

田中（建二）：4時20分になりましたので、そろそろ始めたいと思います。こちらのほうに質問用紙が4本しか出ませんでしたので、まずこちらに頂いた質問用紙を取り上げますが、それ以外で、話の中で色々に関連するご意見やご質問がある方は、随時挙手して頂ければと思います。

1 コンバージェンスに向けた工程表

最初の質問から行きますが、大東文化大学の田中恒夫先生から西川先生に対してこういった質問があります。「アメリカFASBはSECの意向を踏まえてコンバージェンスに協力していると了解しております。ASBJは金融庁・企業会計審議会の工程表の要求にどのように対応するとお考えでしょうか？」

西川：まず事実関係でございますけれども、金融庁の要求というのは、7月31日に企業会計審議会・企画調整部会から出ている意見書の中で「EUの同等性評価等を視野に入れた計画的に対応」という一文がございまして、そのなかで「2008年初めまでに、相互にコンバージェンスの達成が可能な項目についてコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンス達成に時間を要する項目についても作業の進捗について一定の方向性を示すことが重要となる。そのためには、早急に具体的な工程表が作成され、内外の関係者に対し、我が国の取組みが示されていくことが適切である。」

こういうことが出てきているのですが、まずこの審議会のペーパー自体の意味合いというのは、「審議会での意見形成を通じて、金融庁の役割とか責任とかを明確にす

る」というふうに理解しております。そういうことで、審議会とASBJが基準の中身について設定主体として微妙な関係となるような問題ではないと位置付けているわけです。そのなかでの工程表ですが、これについては、私どものほうは普通の会計基準の議論は公開でしていますので一般の方もすぐ分かるわけですが、工程表を作るといのは、会計基準の中身そのものの問題ではなく、我々の運営方法の問題と位置付けてまして、運営の問題については非公開で議論してもよいと考えられますので、非公開で議論してきています。議論の成果はドラフトとして金融庁のほうに既に示してあるという状態でございまして、金融庁のほうは同等性に関する交渉の当事者ですから、いつでも交渉にお使いいただける状態にあるということだと思います。交渉上の役割が一段落したところで10月あたりに一般にも公表することを考えております。

田中（建二）：田中先生、よろしいでしょうか？何かありますか？

田中（恒夫）：どうもありがとうございます。もし差し支えございませでしたら、どのようなスタンスでドラフトをお作りになられたかお教え頂けませんでしょうか？

西川：実は1月にも、差異のある項目について今後どういうふうに取り組んでいくかというところをペーパーとして出しているのですが、今回はより具体的なタイムフレームの入ったものということになるかと思えます。そういうなかで、たとえば、項目を挙げていくと、補完計算書項目というのがあって、たとえば持分プーリングというものが一番重要だという話になってくるわけですが、持分プーリングの日程は、まず調査研究の予定になります。調査研究を踏ま

えた方向性というものが出てくることになります。工程表というのは、タイミングのことですから、なくすとか、存続とかの方向性までは書いていません。今決められるなら、調査研究をする意味もないので、「調査研究を踏まえて」というようなことで今考えています。

2 日本版概念フレームワーク

田中（建二）：今のご質問に関して他の方で何かありますか？ それでは二番目の質問に移ります。上武大学の石井明先生から西川先生のほうですけれども、「(1)今般、概念フレームワークの最終公開草案が公表されるそうですが、IASBやFASBの概念フレームワークにおいては定義などが存在しないが、日本版概念フレームワークで明示された基礎概念、純利益はなくなるのか、PL様式はどうなるのか？ (2)その他、当初案と相違する点、一説には、投資からのリスクの解放が実現に変わる。これは噂ですか？」

西川：まず公開草案を出そうとしているということがございまして、これは皆さんよくご承知の討議資料という二年前に出したものを正式なものとして確定させようというプロセスでございまして。専門委員会の議論は公開しておりますので、そこで傍聴していればすぐ分かるということに関して申し上げておきますけれども、公開草案を出した後は意見聴取だけではなくて、公聴会のようなものを開いて、広く皆様のご意見を聞きたいと思っております。ただ、内容がこういうものですから、なかなか先生方が積極的に参加してくださらないと、最少催行人員は1名でやろうと思っております

が、公聴会が成立するののかということを多少は懸念しております。

それから、IASBとFASBの概念フレームワークですが、それぞれの概念フレームワークで今現在あるものについてはnet incomeという定義はないのですが、アメリカのほうのSFAC5号のearningsという観念が、日本で言っているnet incomeと整合するものであるということで、既存のものについては違和感はないということです。現に今IASBとFASBが中長期プロジェクトで起こし始めた概念フレームワークの中ではnet income、純利益という概念は作ってこないだろうというのは想像できるところです。そうしたなかで、日本のほうは討議資料の中で純利益を定義したわけですけれども、基本的な部分ですので、そのまま残るのではないかと考えております。

それに関して重要な概念である「投資のリスクからの解放」についてよく分からないという声も強いのですが、これは説明力の問題で、学者の先生方の助けを得ながら、少しでも説明力をつけていきたいということでございまして、なるべく使わなくてよい言葉は使わないということで、たとえば、allocation（配分）とかmatching（対応）とか、国際的な議論の中で嫌われている言葉を使わないということをしていきますが、実現がそれに当るのかは分かりませんが、その言葉は古いということもあろうし、一言で説明できているかということもあるので、リスクからの解放を実現に変えるということはないと思います。

それから、変わりそうだという意味では、質的特性という部分があるのですが、そのなかで財務諸表の目的の意思決定有用性

という最上位のものの下に、relevance（意思決定との関連性）と内的整合性と信頼性を三つ並べているなかで、内的整合性については一般的な制約という位置付けにするという方向で今議論を進めているところでございます。

田中（建二）：何かありますか？

石井：内的整合性の位置づけを除いては、ほとんど当初案と変わらないと考えてよろしいのでしょうか？

西川：そうですね。ただ、表現とかは非常に分かりやすくさせないといけないということもございまして、学者の先生の理解度は高いのですが、普通の人というか、庶民の要求というのは、なかなか「あの言葉も分からない、この言葉も分からない」ということで、ワーキンググループの学者の先生方にフラストレーションを与えているという可能性もあるということですね。

石井：概念フレームワークの公開草案が、10月ぐらいに公表されるということであれば、IASBとFASBの新しい概念プロジェクトが進んでいるので、今後、また改めて合わせるという次のステップが待ち受けていると考えざるをえないですね。

西川：そこはそのような話ですね。要するに、「我々はこれを決めたのだからあとは知らない」ということはありえません。

石井：はい、分かりました。

3 公正価値プロジェクト

田中（建二）：それでは二番目のほうの話で、公正価値会計についてです。「IASBとFASBの公正価値会計プロジェクトが本年9月に終了したようですが、日本もこのプロジェクトに参加するようなご発言があ

りましたが、ASBJでどう取り扱っていくのですか？日本の会計基準の作成への影響はどうか？」というご質問です。

西川：誤解を招くような説明をしてしまったかもしれませんが、追加的なプロジェクトとして入れたのは「公正価値開示」というもので、これは何かというと、貸付金とか借入金とか通常は取得原価で測定されている金融商品の項目について、時価を注記として開示するプロジェクトでして、これはIASBとFASBが既に持っている基準に入ります。借入金については、当然公正価値ということになれば、自分の信用リスクが評価に入ってくるわけですが、バランスシートに入れる場合と違って、PLに与えるインパクトはないので、負債のパラドックスといったことは起きないのですが、それでは開示する意味はあるのか、その金額で借入金を手放せるかのような誤解を招くということもありうるので、なぜ開示が求められるのかという理屈付けも整理すべきと考えているところでございます。

公正価値測定のプロジェクトについては、承知はしておりますけれども、日本の一番の関心事は、「どういう金融商品について、どういう局面において公正価値を使うか」という部分であって、測定のエヘラルキーのような部分については、この段階ではそう目くじらは立てないということでございます。

石井：少し私が誤解をしていたようですね。公正価値測定の問題というのは、既に日本の会計基準のなかに入ってきていて、そうすると、今後、公正価値測定については、ある意味でIASBとFASBで協議されたものを丸呑みするというようなことになってくるのでしょうか？

西川：ニーズの問題だと思いますので、当然ニーズがあればやるだろうと思います。ただ、我々のなかでは「ヒエラルキーが会計処理問題を解決するものではない」、要するに、「どういう局面で公正価値を使うかということ、測定の精度から決めていくものではない」と考えておりますので、この段階では取り上げるということは決めていないということであって、やらないと決めたわけではございません。

石井：これからまた今後、日本がFASBとかIASBと色々プロジェクトをやっていくわけで、そのときに議題として出てくるということはないでしょうか？

西川：それはあるかもしれないですね。

石井：ありがとうございます。

4 市場のパフォーマンス

田中（建二）：石井先生から、今度は藤井先生に対する質問ですけれども、「市場のパフォーマンスとは具体的には一体どういったものをいうのですか？ 例をあげてお教えください。」というものです。

藤井：ありがとうございます。素朴には、各市場における取引高や上場企業数のようなものを想定しています。そこにどれだけ多くの企業や投資家が集まっているか。そのようなもので測られる市場の深さ、魅力のようなものをイメージしながら、そういう言葉を使いました。

何が言いたかったかと申しますと、会計の最も基本的な目的は、投資家の投資意思決定に有用な情報を提供することだと一般に言われていますが、実際にこの目的がどれだけ達成されているかは、究極的には投資家や企業などの市場関係者の評価で示さ

れるということです。

ですから、今日の私の取り上げたトピックとの関連でいいますと、EUが同等性評価に取り組んでいますが、現在までの具体的な作業としては、基準の外形的な異同関係をチェックし、それによって日本基準やアメリカ基準の同等性、すなわち基準に期待される役立ちの程度を評価しようとしているわけです。これは、私から見ると少し的が外れているように思われます。たとえば申し上げますと民主主義を機能させるために、大統領制をとる国もあれば、議院内閣制をとる国もある。要は、民主主義をきちんと機能させていけばよいのですが、政治システムの外形を問題にして、民主主義を機能させるためには大統領制しか認めないというような議論はおかしいのではないかと、そういうことを申し上げたかったのでございます。

石井：問題は市場における会計基準の有効性をどのように評価するということですよ。これはたとえば実証研究でやるとか、あるいは、市場の参加者の数とか、上場企業数とか、そういうのも一つの尺度になりますね？ そういうことをお聞きしたかったわけです。

藤井：その通りでございます。もっとも、CERSの助言には、日本企業のSPEを使った「飛ばし」への言及もあり、日本の会計実務に対する不信は依然として根強いようですから、日本としては正すべきは正すという姿勢が必要ですし、一連の構造改革を通じて改善された日本の新しい状況を海外の関係当局に理解してもらう努力も引き続き必要であると思われます。

石井：ありがとうございます。

5 市場による会計規制の評価

田中（建二）：他に何か、西川先生へのご質問に関連するものなど何かありませんでしょうか？ それでは、三番目の質問に参りたいと思います。関西大学の柴健次先生から藤井先生に対して質問です。「会計規制の評価は投資者の選択により決まるとすれば、藤井先生の予測とは異なり、「①市場による評価を重視するからこそ、相当長期間にわたり日本の立場を変えない」か、「②市場による評価を重視するからこそ、ごく短期間で見直しを行い続ける」という正反対の結論が出るように思われます。藤井先生の予測はどういう意味をもつのでしょうか？」

藤井：柴先生、ありがとうございます。市場による評価をふまえて、具体的に何をどのようにするかということですね。ご指摘のように、この場合、何をどうするかについては、大きく2通りのケースがありうると思います。現状を維持するか、変えるかです。

コンバージェンスの初期の段階では、質的特性等に依拠した議論を通じて、基準間の差異を解消していくという作業が、様々な困難性を伴いながらも、それなりに進んでいくと思われます。しかし、そのプロセスがある段階まで進むと、実態的な背景や理由のある差異しか残らない、あるいは非常に深い基礎概念上の相違に由来する差異しか残らないという状況を迎えることになると思います。一種の膠着状態です。その段階で、それらの差異をどう処理するかという課題に取り組むさいに、基準設定主体の声の大きさに「勝敗」を決めるとか、特定の個人の信念で物事を決めるのではなく、

一度とにかく市場の声を冷静かつ謙虚に聞いてみようということなのです。

ですから、柴先生が的確に指摘されたように、そういう段階では、市場の声を聞いたうえで、現状を維持するという選択と、現状を変えるという選択の、大きく2つのケースがありうると思われます。そういう段階で、一定の判断、たとえば現状を変えるにしても、何を、いつ、どのように変えるかという判断は、もちろん必要になります。しかし、要は、規制を独走させないということです。規制を独走させても長続きはしないでしょうが、その軌道修正をするには非常に多くのコストがかかる。したがって、そういうやり方は、コスト・パフォーマンスの観点から見ても、あまり賢いやり方ではないと思います。とりあえず、お答えはここまでにしておきたいと思います。

田中（建二）：柴先生、何かございますか？

柴：ありがとうございます。制度を直接変える立場にある人がどういう意思決定をしなければならないかではなくて、学者が、藤井先生が、ある問題で行き詰っている状況で、近未来を予測して制度的対応についてある一定の科学的基礎を与えようということ、経済学の理論をベースにして、「今日は私はここを強調したい」とおっしゃっていて、それでシナリオをいくつか示されるということと、最後に挟まれた一枚のスライドの「市場に聞く」という話が本来言いたかったことなのかなと。つまり、制度的対応について今回本当に主張したかったことは、「市場に聞け」というような結論ではなくて、そういう近未来予測の科学的基礎がなされるという手法ではないかと。

つまり、国際会計の議論でも、かつては

国益の論争があったりして、結局はみんな感想を言って終わってしまったというような経緯がありました。この間、どんどん進んできて、今、過去に積み重ねがあって、現在まできている。それについての分析をされていて、「でも最終的には市場が決めるのだ」というスライドを置かれることは、今日の本来の主張ではないのではなかったのではないかと。

もしそういう主張をするのであれば、石井先生が言われたように、「どうやって測定するのですか」という話になるし、仮に測定手法を開発したとしても、「それをみんなは認めるのですか」という議論に展開していくので、「最後のスライド一枚は邪魔だったのではないですか？」という質問だったのですが。

藤井：ありがとうございます。鋭い指摘で、感服いたしました。確かに、そのとおりですね。あの部分につきましては時間の制約もありましたので、少し言葉足らずのところがあったと思います。

「何でも市場の声で決める」というような、一般的なことは申し上げていないのです。まず議論の前提として、日本が基準のコンバージェンスに取り組むという点で、異論はないと思います。しかし他方で、本日の報告で申し上げましたように、日本が、IASBの関係者が要求するような完全採用アプローチに移行することは、近未来的には不可能と思われる。したがって、日本は、自国基準を保持したうえで、基準の差異の縮小に取り組むこととなります。そのために、まずは、海外の基準設定主体との議論等を通じて、最大限の努力をすることです。しかし、そうした努力を尽くしたうえでなお残る基準の差異をどう処理

するかという段階では、議論を通じた努力ではもう先に進まないわけですから、選択肢として日本が必要とする基準を残しておく。そして、海外の基準設定主体が主張する基準と、日本が主張する基準のどちらをどう評価するかは、投資家や企業に委ねることです。日本の市場に上場する企業の多数派が日本基準を採用し、そのうえで日本の市場が相対的に良好なパフォーマンスを示すということになれば、日本基準の有用性を説得的に海外に主張することが可能となります。理屈と概念による努力では行き詰ってしまった状況を打開する1つの戦略として、以上のようなことを申し上げているわけです。

田中（建二）：よろしいですか？ いまの問題について会場の方、何か他にございますか？

上埜：甲南大学の上埜です。今の藤井先生のご主張は、現状肯定型というふうには、極端にいうとそう理解できるわけです。そうであるとしたら、コンバージェンスの努力そのものが、意味がないわけです。日本よりも大きなサイズの stock market があれば、十分に基準が機能しているということになるのではないのでしょうか。cross listing, 外国市場に list する場合には、アメリカ基準でできるようになっているわけです。マーケットが決めるということ、どういうふうには理解したらよろしいのでしょうか？

藤井：ありがとうございます。先生のご指摘のように、そういうやり方というのは現状肯定型ではないかというご意見は、当然出てくると思います。ただ、1点ご理解頂きたいのは、現状を自己目的的に肯定すること、それを申し上げているのではないということです。現状を変えるべきところは変

えるという努力は尽くしたうえで、なお残る基準の差異をどう処理するかを問題にしているわけです。繰り返しになりますが、その差異は差し当たり残しておく、つまり日本が必要を感じる基準は当面の選択肢として残しておく。そこで止まれば、70年代的な相互承認主義に終わってしましますが、現在の私たちは、そこからさらに先に進むことを想定しなければなりません。そのさい、残された基準の差異をどう評価するかは、基本的に市場に委ねることです。理屈と概念を通じた議論では、海外の基準設定主体とくにIASBは、日本の主張を容易に理解しないわけですから、日本としては具体的な市場のパフォーマンスで自分たちの主張の正当性を示していくのが、残された1つの早道だと考えております。だから、市場が、日本基準は使えないという評価を下すのであれば、日本はその評価に謙虚に従うべきだと思います。

上埜：時間はもうないでしょうか？ もしあるのであれば、ちょっとだけ。学者の立場からは、volumeとか、パフォーマンスで決めるということは分かるのですが、それでは、現実に会計基準が悪いからといって、どこかの国でstock marketがshrinkしてしまったといった例があるのでしょうか？ 会計基準にそんなに大きなインパクトがあるのかというのが一点目、そんなにバイアスがかかったような会計基準が実際にあったのかというのが二点目です。先生のご見解をお聞きしたいと思います。

藤井：申し訳ないのですが、お答えの準備ができておりませんので、今日は新しい研究課題を先生に頂戴したということで、これから勉強させていただきます。

6 IASBのガバナンス

田中（建二）：ということだそうですので、また後日ということ。それでは6番目の質問用紙に参ります。上武大学の石井明先生から小津先生に。さきほどのスライド34の「本報告の総括」、その下のほうのところで「EUがIASBに深く関与し、会計基準開発に多大な貢献をすればするほど、IASBのガバナンスに注意を払う必要がある。」とありますが、それについてのご意見をもう少し詳しく説明してほしい。特に、IASBのガバナンスとはどういうことを意味するのか、たとえば、IASBの構成メンバーの比率を変えるとかそういうことを意味しているのか、といったご質問です。

小津：先生、どうもご質問頂いてありがとうございました。このスライド34ページは確かに、EU全体を見てきたあとで、rule makerとしてどれくらいよいのかということ色々考えていった最後に出てきたものなのですが、今回の研究は「私は国際会計領域でこれだけコンバージェンスが進んでくるとすると、一体今後、国際会計の研究者たちはどんな研究領域に取り組んでいったらいいのだろうか」とか、「私だったら、これからこの領域で研究していくとするならば、どういった研究をすると少しは社会の役に立ちそうか」ということを考えながら、研究面でどういったことをやれそうかということの基本スタンスに考えながら、今回の報告をまとめました。

そのうえで、最後にIASBのガバナンスというものを書かせて頂いたのですが、その意味は、IASBを監視したり、統治したりする機構というものも、研究者として視野に入れて考えてもよいのではないかと、

それぐらいコンバージェンスというのが非常に重要な領域になってきているときに、会計基準の受け入れであるとか、あるいは改編ということのみならず、IASB 自体ももっと注目してもよい研究の対象になりつつあるという意味で書かせて頂きました。

先生の質問用紙のほうには、たとえば、IASB の構成メンバーの比率という言葉がございますが、ここまでは political なことは考えていないということを申し上げます。あくまでも純粋にどういうことができるだろうかということだけを考えました。

明らかになったことは、競合の関係というのが、どうやら IASB という場所のなかに移行しているのであれば、IASB を支配した者勝ちということも極端に言えばあるでしょうから、会計基準の設定に直接に影響を与える機構に関してもっと注目を払ってもいいという意味です。

昨年、国際会計研究学会の場所で、徳賀先生が EU の会計戦略に関する論文を発表されました。今回、私の研究テーマを組み立てる際にかなり参考にさせて頂いて、同じように倉田先生の研究や川口先生の研究もかなり勉強させて頂いたのですが、同じような戦略の変化というものが EU に関しては少なくとも見られるということをして先行研究は述べていらっしゃると思います。

同じく IASB に関しても戦略の変化というものが、IASC 時代から観察していくと、どうやら戦略的に変化があるということを既に海外の研究者が指摘しています。アメリカの学位論文で、会計と political science を融合した領域のなかでは、かなり長期の期間の IASC ないし IASB の時代ですね、1945 年から 2000 年の国際政治のなかで、その戦略を分析しているという

研究成果も既に出ているので、日本人としてどういうことができるのかということとはまた別のことなのでしょうが、会計基準の作り方に関する研究領域というのを入れていくとするならば、そのときに戦略の変化、そして、IASB をモニタリングするというのも視野に入れて勉強するのもいいのではないかというふうに考えて、このようにまとめさせて頂きました。

田中（建二）：いかがですか？

石井：詳しいご説明ありがとうございました。要するに、IASB に対する監視機構が必要であるというお考えなのでしょうか。

小津：そこまでは言っておりませんが、もう少し国際会計の研究者の研究の範囲というのは実はたとえば、コンバージェンスが急速に進んでいったあとに、国際会計のずっとこの領域で研究なさっていた先生たちは次に一体どういうことに取り組むべきなのかということを考えてときに、まだこの領域にも観察できることがあるのではないかと……。

石井：要するに、今、小津さんのおっしゃったことは、議論が裏に色々あるということですね。しかし、スライドの 34 はそこまで書いていないですね。

監視にこだわるわけではないのですが、それはやっぱり今の機構のなかに提案すべきことがありますね？ 企画調整する機能が重要かと思います。それを外に作るというのは難しいのではないかと思いますので、やはり中の機構を監視するようなものを IASB や関係者が作っていくべきかと私は思ったわけです。

小津先生が、もっと大きな学問的視野で考えられているということがよく分かりました。ありがとうございました。

7 中小企業・エマージングエコノミーの会計基準

田中（建二）：続いてもう一つ、石井先生から小津先生に質問がございまして、スライドの33についてです。質問を読ませて頂きます。「先生は中小企業の会計基準は別途作成されるべきとお考えですか？あるいは、必然的なものでしょうか？EU域内ではシングルスタンダード論が強いのでしょうか？その根拠はどこに求められますか？」。

小津：ありがとうございます。最初に中小企業の会計基準ですが、IASBから討議資料が2004年に公表されましたが、確かに名称自体は、正式には日本語に直しますと、「中小会社会計基準に関する予備的見解」ということですが、まずこれには二つの意味があるということをおし上げておきます。まず「中小会社」とそしてもう一つ「エマージングエコノミー」と、その二つの領域を同時に討議資料の中で扱っているということです。IASBのスタンスは、これは株式会社だから結局は同じだろうということで、中小会社の場合でも、エマージングエコノミーの場合でも、同じように包括的に議論を進めて、報告書を出しているわけですが、研究者の視点としては、これは二つに分けて考えたほうがより分かりやすいと思っています。

二つに分けるとするのは、もちろん、中小企業の場合とエマージングエコノミーの体力のある企業のことです。エマージングエコノミーの大会社。この二種類に分けることが可能だと思いますが、前者の中小企業だけを考えた場合に、たとえば、EUのなかでしたら、考え方に二つの違う流れが

観察できます。一つはたとえばフランスの場合でしたら、中小企業であっても簡略化された国際会計基準を取り入れたらいいのではないかということは、かなり早くの段階から議論がされています。会計基準設定主体の中、あるいは、会計士協会の中で、そういう意見が非常に強く出てきていました。一方、これは私が教えて頂いたことなのですが、ドイツでは「SMEに国際会計基準を適用するのは可能だけれども必要はない」という結果が出ているということを広島市立大学の潮崎先生に教えて頂きました。ですから、まず中小企業をどうするかということに関して、どうも一枚岩ではなさそうだということがまず第一点です。

今般強調させて頂いたのは、エマージングエコノミーのほうの視点なのですが、こちらのほうはまた違うことが観察されます。討議資料自体は2004年に発表されました。この研究は公式にはウェブサイト等を見たりした限りでは、IASBのPaul Pactor先生を中心にして2002年から研究が開始されていると書かれています。これは公開草案が本当だったら出ていなければならない時期なのですが、まだ出ておりません。でも、公開草案、会計基準という行程というのは一応示されています。

ただ、この研究それ自体は、私が個人的に色々な先生に教えて頂いた限りでは、もう1993年の段階から、エマージングエコノミーの会計基準設定主体の方たちが、「調和化が進んでいるときに、エマージングエコノミーだけがどうやら取り残されている。IASBは我々のことを一体どういうふう考えているのだろうか？」ということ、かなり強く言っているということ、国際学会などで聞かせて頂きました。です

から、実際のこの話自体は非常に長い時間をかけて出てきたものだというのが私の理解なのですが、2002年に最初に研究に着手する前には、フランス型の会計基準もかなりロンドンで検討されたようです。イギリスの中小会社のための会計基準も検討された。ですから一つ一つが非常に長い時間をかけて出てきて、視野に入れている期間が実はとても長い、表に出るまでの期間がものすごく長かった。そのときに、エマージングエコノミーの会計基準設定主体から見ると、こういう『中小会社会計基準に関する予備的見解』のようなものが出てくると非常に彼らは助かるわけです。作るべきかどうかは別にして、彼らのほうにはニーズがあるというわけです。

石井：結局、エマージングマーケットとかエマージングエコノミーとかいうのは小さな国のことです。ヨーロッパ諸国の企業はおおよそ中小企業が多いので、別の会計基準を設けるか設けないかという声がずっとあったということですか？

小津：そういうふうに理解しています。

石井：そうすると、それら中小企業については、いま国際会計基準として出来上がったものをそのまま適用するのは難しいといっているわけですね？

小津：そうですね。

石井：だからやっぱり別の基準を作るべきであるという主張がかなりあるということで、中小企業会計基準が今後展開されてくる可能性があるということですね？

小津：そうですね。既に海外の各大学では博士課程の学生に研究させていますので、たとえば修士課程、博士課程の5年間に非常に丁寧な研究をすれば、それが指導教官との joint paper ですぐに working paper、

discussion paper で各国際学会にすぐに出てきて、それがしばらくすると journal に accept されるという、その仕込みの段階が既に始まっているというふうに私は思います。

石井：非常に興味深い話を初めて伺いました。具体的に言うと、アメリカ以外でもヨーロッパでもたくさんいろんな例があるわけですね？

小津：いろんな例というほど私は把握していませんのですが、少なくともニーズに関しては1993年の段階ではっきり私はそれは見ました。それでいま既に、世界中の拠点大学では、様々な会計に関する具体的なトピックスを拾い上げて、それを研究させるわけですね？ また、欧米の拠点大学でしたら、海外の留学生を受け入れますから、留学生に何を研究させるかという、ある学生には各国の会計基準の研究をさせるけれども、そのときに必ず視野の中にIASBとの調和化というのは、どういうふうに入れるかというのは常に頭にあるわけですから、同じく私が今回報告させて頂いたような予備的見解については既に彼らは勉強を始めて、若い研究者は……。

石井：少し具体的な名前を教えてくださいませんか。

田中（建二）：すみません。もうあまり時間がないので、あとでお願いします。

石井：どうもありがとうございました。

8 実務対応報告第18号の趣旨

田中（建二）：それでですね、一応質問はここまでということで、私の報告というか漫談については質問はなかったのですが、何か西川先生のほうからコメントしたいこと

があるということです。

西川：田中先生に対してコメントするのではないのですが、先生が作って頂いた2ページのところに「実務対応報告第18号」というものがございしますが、これの意図みたいなものを簡単にお話させて頂ければと思います。在外子会社の会計処理を統一するというので、会計処理の統一の前提で会計基準の統一は当然だろうというなかで、原則的には、日本基準に合わせるのが原則、それがまず1にあるのですね。そこが1行しかないの見落とすわけですけれども、2として「当面の取扱い」というのがあって、これは何かというと、IFRS、米国基準をバイパスして日本基準に到達するために最後に最低限のことをやって頂くということで、日本基準の利益に合わせるということが趣旨ですので、どちらが優れているという価値判断は入れておりません。

ただ、のれんの償却が最初に書いてありますので、「挑戦しているのか」というふうに見えてしまうところがあるのですが、これは金額的にも大きな差が出ますし、このところは市場の評価を長い目で時間をかけて得たいと思っております。日本の経営者の多数がのれんの償却を支持しているのは、恐らく、のれんというのは、儲からなくなる限りバランスシートから落とせず何十年も残ってしまうというのは、それはそれでつらい話だということなのだと思います。「土地以外みんな償却するのに、なぜ償却しないのだ」と。それが大きな理由付けだと思います。ここは、CESRにもよく説明したのですが、CESRはなぜかこの差異を insignificant として、大事な差異ではないということにしております。その理屈はよく分からないのですが、

それは先方の結論ですし、同等性で面倒がないほうがいいかもしれません。

次の退職給付会計の数理計算上の差異の費用処理というのは、一括処理だったら、PLの枠外で処理していいというイギリスの方法をIASBが取り込んだということに対するメッセージです。日本の場合はそれをすると純資産の部に直接計上することになってしまいます。退職給付会計が入ったときにこんなことができるのであれば、基準変更時差異というものは必要なかわけですから、やはりPLを通さないというのはありえないのではないかとということをお願いしているわけです。

ここから下は最後の項目を除いて、あまり「どちらが」優れているという価値判断はないのですが、まず、研究開発費の支出時費用処理というのは、開発費に関しては田中先生のおっしゃるとおりで、支出時費用処理が優れているというのは、実証研究をやっても恐らく出てこないと思いますので。これはただ、資産計上の危なさといえますか、まちまちになるという実務的な配慮なのだろうと思っておりますけれども。その声が強いということで、今の基準になっている。今後も開発費の資産計上を否定して戦うとかそういう話ではありません。

それから投資不動産について、時価評価というのは選択適用なのですが、IFRSの場合、賃貸不動産みたいなものは全部投資不動産にいま入っておりますので、賃貸不動産を時価評価しますと、賃貸業をやっている企業は土地が上がったときにはみな儲かるし、下がったときには全員そろって損するというところにある。そういう会計ではなくて、やはり個々の企業ごとの業績が出るほうがよいのではないかと、

もちろん先生がおっしゃるように、投資不動産のなかに金融投資というものがあるだろうと、それを特定化して時価評価を行うことには賛成します。

それから、会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正、これは日本でもできる環境が整ったということで、ASBJ内にプロジェクトを起こして、遡及修正に向かって進もうかと思っているのですが、実はこれをやるとものすごく国内に敵を増やすのではないかと思って、どういうふうに進めていくべきかよく考えないといけないと思っています。

その次の少数株主損益の会計処理ですけれども、これを一番穏便に説明しようと思しますと、日本の子会社の少数株主損益は当期純利益の上を書いてある。在外子会社の子会社である孫会社の少数株主損益は、在外子会社の連結PLにあるわけです。でもそのまま合算すると、全体の連結PLで当期純利益の上にも下にも少数株主損益が書いてある。そこで上に統一するということです。当期純利益の上という意味は、当期

純利益から排除するという意味ですから、親会社持分相当額だけの当期純利益の数値になるということで、これは先ほどの親会社説に通じてくるわけです。そこで言っているのは、親会社説というのは、親会社株主にとっての利益を表示するということです。それは、連結財務諸表が示そうとしている投資家にとっての投資価値を判断するための基礎というのは、親会社の投資価値を推測させるための情報であって、少数株主の投資価値には関係ないから、まずは親会社株主のために利益を出しましょうということです。ここは理念的な意味で掲げていますが、実務的には簡単に直せるところかなというふうに思っています。以上です。

田中（建二）：ちょっと時間が過ぎてしまったのですが、何か最後にどうしても言っておきたいということはいかがでしょうか？ 国際会計基準委員会の最初のころからかかわっておられた中島先生、何かございますか？ それではこれで今日の討論会を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。